

東日本大震災による被災地の感染症対策の充実を求める意見書

この度の東日本大震災では、多くの施設が損壊して貯蔵物等が流出し、また、大津波により海底の沈殿物が陸地に押し上げられ、堆積するなどの現象が見られた。

このため、被災地の衛生環境は今なお改善せず、流出した貯蔵物の腐敗や、堆積した海底沈殿物による感染性の病原体の発生が懸念されている。

避難所においては、現在でも多くの避難者が集団で生活しており、長引く避難生活から身体の抵抗力の低下が心配される中、ひとたび感染症が発生すれば、その拡大は驚異的な速さとなることが予想され、避難者の生命の安全にかかわる問題ともなり得るところであり、さらに、地域全体に蔓延する事態になれば、復興の停滞はもとより、多くの市民の生命が危険にさらされることになり、二次災害とも言うべき事態に至らないとも限らない。

よって、政府においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

- 1 被災地において、感染症を媒介する衛生昆虫類の発生を予防すること。
- 2 避難所の衛生環境を向上させるため、避難者の健康管理対策を充実させること。
- 3 津波浸水地区への立入・復旧作業の際は、衛生昆虫類や感染症への注意を喚起すること。
- 4 被災地における感染症の発生に備え、医薬品の備蓄体制や感染症医療の体制をとること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年6月30日

内閣総理大臣 菅 直人 様
厚生労働大臣 細川 律夫 様

いわき市議会議長 蛭田 克